

平成30年8月10日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水 希

島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成25年12月25日に島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請1」という。）し、また、平成28年7月4日に発電用原子炉設置変更許可申請（以下「既申請2」という。）を重複申請しておりますが、この度、新規基準を踏まえた3号炉の発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請1及び既申請2と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、既申請1案件及び後申請案件と既申請2案件とは相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

また、既申請1と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、既申請1の新規制基準への適合性等を早急に確認し、安全性を確保することが必要と考えておりますので、既申請1を後申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、その他の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請1（2号炉）案件】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（2号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成25年12月25日（電安炉技第14号）
3. 変更の理由：  
改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を追加する。  
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【既申請2（2号炉）案件】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（2号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成28年7月4日（電安炉技第9号）
3. 変更の理由：  
改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、特定重大事故等対象施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに体制の整備等を追加する。  
あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請（3号炉）案件】

1. 申請書名：島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書  
（3号発電用原子炉施設の変更）

2. 申請日：平成30年8月10日（電安炉技第8号）

3. 変更の理由：

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を追加する。

あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

以上